

要配慮者とともに

2024年12月01日発行

経緯

平成25年 改正災害対策基本法において「避難行動要支援者名簿」の作成義務付け  
 平成3年 改正災害対策基本法において 個別避難計画作成が自治体の努力義務となりました。  
 茅ヶ崎市では、令和6年より5年計画で優先順位の高い順に個別避難計画（避難行動シート）  
 の作成に着手する予定です。

要配慮者とは

要配慮者とは「避難行動要支援者」+「高齢者」「妊産婦」「乳幼児」「外国人」等の  
 防災施策において特に配慮を要する方たちを指し、広義の避難行動要支援者です。

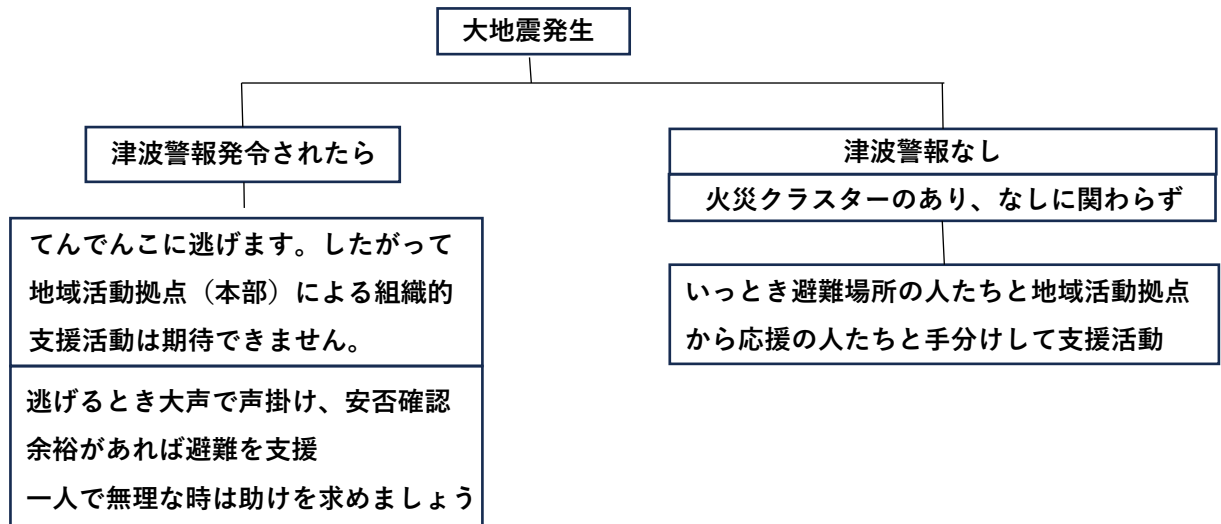
要配慮者の多様性

避難行動要支援者は、障害の種類や程度によって要支援者のニーズは全く異なり、個別に特別な  
 配慮が必要となります。

また、善意のみでは対応しきれない、専門的な技術や設備を必要とする場合もあります。

このことは、**個別避難計画作成の必要性・重要性**を示しています。

以上のことをわかったうえで、「要配慮者、要支援者支援」について考えましょう。



【私たちは、どのような支援ができるでしょうか】

できる人が、できる範囲で、二次被害を防止したうえで行うことが原則です

- ① 避難時の声掛け（判断を迷っている人、聞こえない人、言葉がわからない人がいます）
- ② 安否確認（安否情報を伝達することにより、混乱防止、効率的な救助活動につながります）
- ③ 避難支援（避難行動が不自由な人に手を差し伸べ、励まし、助け合いましょう）

決して無理をせず、助けを求めましょう。

(参考)

障害者のための二次避難場所として福祉避難場所（協定施設）：8か所

菱沼海岸緑自治会に比較的近い施設は「つつじ学園」「ちがさきの木魂」

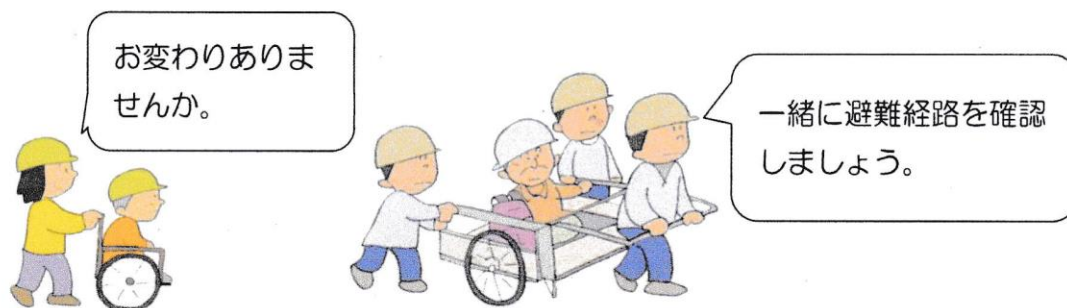
高齢者のための二次避難場所として高齢者対象施設（協定施設）：27か所

菱沼海岸緑自治会に比較的近い施設は「リフシア松ヶ丘」が設置されています

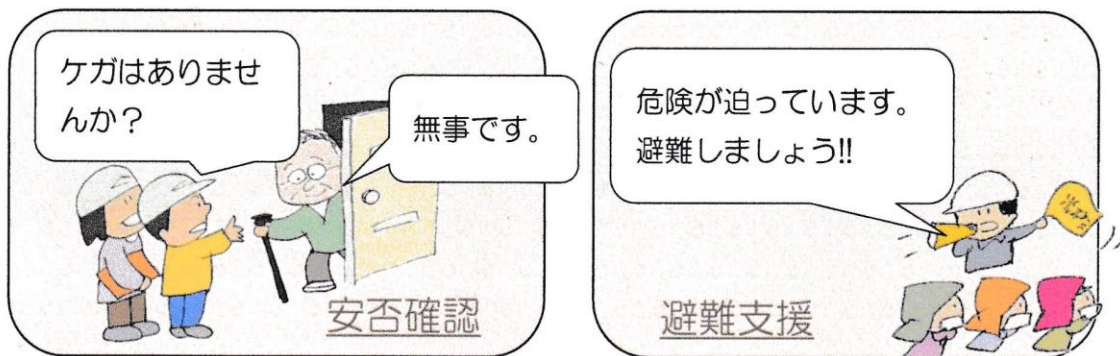
令和6年現在

図8 平常時及び災害発生時等（応急対応時）の共助と公的支援の連携イメージ

【平常時】声掛けの実施や防災訓練への参加



【災害発生時等】避難支援・安否確認



※共助の取り組みが、公的支援へつなぐポイントとなる。

※被災生活及び復旧・復興時には、共助を通じた公的支援へのつながりも重要となる。

茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）第2版 より引用